

## 株 主 各 位

〒530-8565

大阪市北区西天満二丁目 4 番 4 号

積水化学工業株式会社

代表取締役社長 大久保尚武

### 第86回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第86回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成20年 6 月 26日(木曜日)午後 5 時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

#### 〔郵送による議決権の行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

#### 〔インターネット等による議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.evotep.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。インターネット等による議決権行使に際しましては、63ページに記載の「インターネット等による議決権行使についてのご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

敬 具

~~~~~  
**本定時株主総会の日時、場所および会議の目的事項は、2 ページに記載のとおりであります。**

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会終了後、大阪本社 2 階ショールームにおきまして、積水化学グループの製品展示会を開催いたしますので、あわせてご覧くださいようご案内申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sekisui.co.jp/>) に掲載させていただきます。

## 記

1. 日 時 平成20年 6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区西天満二丁目 4 番 4 号（堂島関電ビル）  
積水化学工業株式会社 大阪本社11階 社員ホール  
（末尾の会場ご案内函をご参照ください。）

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第86期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
  2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

別添の「積水化学グループ報告書2008」に積水化学グループの業績、経営課題への取り組みなどについて記載いたしておりますので、あわせてご参照ください。

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役 9 名選任の件
- 第4号議案 監査役 2 名選任の件
- 第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件
- 第6号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）導入の件

以 上

# 事業報告

(平成19年4月1日から)  
(平成20年3月31日まで)

## 1. 積水化学グループの現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

2007年度は、中期経営ビジョン「GS21-Go!フロンティア」の2年目として、引き続き「成長フロンティア」の開拓に全力をあげて取り組んでまいりました。

車輛、IT、メディカル、プラント資材といった戦略事業分野や海外事業を積極的に推進し、企業価値の増大に努めました。住宅カンパニーではリフォームを中心とする住環境事業、環境・ライフラインカンパニーでは米国の成形用プラスチックシート事業や中国の強化プラスチック管事業、高機能プラスチックカンパニーでは、車輛、IT、メディカルの戦略事業分野が順調に利益を伸ばしました。一方、原材料価格高騰や改正建築基準法施行による住宅着工戸数減少の影響を受け、新築住宅や塩化ビニル管、建材といった国内の主力事業が苦戦しました。また、コーポレート・ガバナンスの充実に向けて、取締役会の改革に取り組み、来期より執行役員制度の導入、取締役員数の削減、社外取締役の選任を行うことを決定いたしました。

以上の結果、当期の業績は、売上高は前年度を3.5%上回る9,586億円となりましたが、営業利益は前年度を4.8%下回る430億円、経常利益は前年度を17.8%下回る385億円、当期純利益は前年度を4.8%下回る243億円となり、増収減益となりました。

2007年度における部門別の状況は、次のとおりです。

#### <住宅カンパニー>

住宅事業は、東京・中部・近畿の販売体制再編を中心とする収益体質の改善に取り組みました。住環境事業は、リフォーム分野の営業体制の強化と重点商材の拡販に努め、受注金額が前年度比4.5%増となるなど堅調に推移しました。しかしながら、新設住宅着工戸数の減少傾向が続き、主力である新築住宅の受注金額が前年度比3.2%減少したため、売上高は前年度比2.4%減の4,199億円、営業利益は前年度比1.4%減の141億円にとどまり、減収減益となりました。

#### <環境・ライフラインカンパニー>

米国の成形用プラスチックシート事業、中国の強化プラスチック管事業など海外事業が順調に拡大しました。また、成長分野である管路更生事業は、今後の需要増加やグローバルな事業展開を図るための取り組みを着実にすすめました。一方、主力である塩化ビニル管事業や建材事業は、原材料価格の高騰や改正建築基準法施行による建築着工減の影響を受け、苦戦しました。これらの結果、売上高は前年度比3.2%増の2,337億円となりましたが、営業利益は前年度比45.7%減となる61億円にとどまり、増収減益となりました。

#### ＜高機能プラスチックスカンパニー＞

車輛、I T、メディカルの3戦略事業分野に注力する一方、継続して海外事業や高付加価値製品の開発に努めました。車輛分野は、合わせガラス用中間膜や内外装樹脂成型品が好調に推移しました。米国では、需要の増加やグローバル展開に対応するために中間膜の生産設備の増強工事をすすめ、下期に稼動を開始しました。メディカル分野は、前期より当社グループに加わった第一化学薬品株式会社に当社のメディカル事業を統合し、検査薬事業を中心にグローバル展開を図るための基盤作りを行いました。これらの結果、売上高は前年度比14.3%増の2,804億円、営業利益は前年度比18.4%増の244億円となり、増収増益となりました。

#### ＜その他事業＞

その他の事業の売上高は、前年度比2.3%減の485億円、営業損益は前年度を5億円下回る14億円の損失となりました。

### (2) 設備投資等の状況

設備投資につきましては、環境・ライフラインカンパニー、高機能プラスチックスカンパニーの海外生産設備の増強を中心に、総額312億円（前年度比14.0%減）を投資しました。

### (3) 資金調達の状況

2007年度においては、増資および社債の発行による重要な資金調達は行いませんでした。

### (4) 対処すべき課題

少子高齢化や公共投資減少といった市場環境の変化や、原材料価格の上昇など、当社グループを取り巻く事業環境は、ますます厳しくなっています。

このような状況の下、中期経営ビジョンの最終年度となる2008年度は、「内需型コア事業の復活」を図るために、当社グループの環境関連事業やストック事業を徹底的に磨き上げます。また、シナジーを追求したM&Aに取り組むとともに、技術開発面を一層充実し新事業創出を図ります。さらに、これまで海外で打った布石を活かし、海外でのグローバルな成長をさらに加速します。2008年度は、“内需型コア事業の復活”、“M&Aと技術開発による新事業創出”、“海外展開の加速”の3つの事業改革に取り組み、成長軌道への復帰を実現してまいります。

また、こうした活動の根底となる取り組みとして、当社グループの経営の大きな柱であるCSR（企業の社会的責任）経営を実現し、企業価値の増大を図ってまいります。2008年度は、CSR経営を実践、浸透、定着させる年と捉え、役員・従業員が高いコンプライアンスの意識を持った経営を遵守するとともに、環境やお客様の視点に立った活動を行い、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの方々に対する信頼をさらに高めてまいります。

## (5) 財産および損益の状況の推移

| 区 分                    | 第83期<br>(平成16年度) | 第84期<br>(平成17年度) | 第85期<br>(平成18年度) | 第86期(当期)<br>(平成19年度) |
|------------------------|------------------|------------------|------------------|----------------------|
| 売 上 高 (百万円)            | 856,935          | 885,067          | 926,163          | 958,674              |
| 営 業 利 益 (百万円)          | 36,445           | 40,287           | 45,157           | 43,005               |
| 経 常 利 益 (百万円)          | 37,986           | 43,801           | 46,910           | 38,547               |
| 当 期 純 利 益 (百万円)        | 22,286           | 20,229           | 25,538           | 24,300               |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円) | 41.48            | 37.78            | 48.19            | 46.16                |
| 総 資 産 (百万円)            | 748,798          | 808,357          | 879,153          | 782,859              |
| 純 資 産 (百万円)            | 310,196          | 377,205          | 413,141          | 368,919              |
| 1 株 当 たり 純 資 産 (円)     | 582.42           | 711.54           | 761.69           | 683.11               |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出し、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。また、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数については、自己株式数を控除した株式数を用いています。

2. 第85期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。上記表中「純資産」に関しては、第84期までは資本の部の合計金額を、第85期より純資産の部の合計金額を記載しております。

## (6) 重要な子会社等の状況

### ① 重要な子会社の状況

| 会 社 名                       | 資本金    | 出資比率  | 主要な事業内容                           |
|-----------------------------|--------|-------|-----------------------------------|
| 第一化学薬品株式会社                  | 1,275  | 100.0 | 検査薬、医薬品等の製造、販売                    |
| 徳山積水工業株式会社                  | 1,000  | 70.0  | 塩化ビニル樹脂の製造、販売                     |
| ヒノマル株式会社                    | 672    | 88.7  | 肥料・農薬等の仕入、販売およびプラスチック食品容器の製造、販売   |
| 株式会社ヴァンテック                  | 600    | 100.0 | パイプ、射出成型品等の製造、販売                  |
| 積水成型工業株式会社                  | 450    | 100.0 | 各種合成樹脂製品の製造、加工、販売                 |
| 東京セキスイハイム株式会社               | 400    | 100.0 | 建築工事の請負および不動産の販売                  |
| セキスイハイム近畿株式会社               | 400    | 100.0 | 建築工事の請負および不動産の販売                  |
| 積水フーラー株式会社                  | 400    | 50.0  | 工業用および一般用接着剤の製造、販売                |
| 積水ホームテクノ株式会社                | 360    | 100.0 | 住宅用設備機器の組立、加工、販売                  |
| 積水フィルム株式会社                  | 350    | 100.0 | 合成樹脂製品の製造、加工、販売                   |
| 東京セキスイ工業株式会社                | 300    | 100.0 | ユニット住宅用部材の製作、販売                   |
| 関西セキスイ工業株式会社                | 300    | 100.0 | ユニット住宅用部材の製作、販売                   |
| セキスイハイム東北株式会社               | 300    | 100.0 | 建築工事の請負および不動産の販売                  |
| セキスイハイム信越株式会社               | 300    | 100.0 | 建築工事の請負および不動産の販売                  |
| セキスイハイム中部株式会社               | 300    | 100.0 | 建築工事の請負および不動産の販売                  |
| セキスイハイム中国株式会社               | 300    | 100.0 | 建築工事の請負および不動産の販売                  |
| セキスイハイム九州株式会社               | 300    | 100.0 | 建築工事の請負および不動産の販売                  |
| 北海道セキスイハイム株式会社              | 200    | 100.0 | 建築工事の請負および不動産の販売                  |
| セキスイハイム不動産株式会社              | 200    | 100.0 | 不動産の売買、賃貸および維持管理の受託               |
| 積水アクアシシステム株式会社              | 200    | 79.4  | 各種産業プラントの建設、給排水タンク等水環境設備の製作、販売、工事 |
| 積水テクノ成型株式会社                 | 200    | 100.0 | 合成樹脂製品の製造、加工、販売                   |
| Sekisui S-Lec B.V.          | 11,344 | 100.0 | 合わせガラス用中間膜の製造、販売                  |
| 映甫化学株式会社                    | 100    | 51.0  | 合成樹脂製品の製造、加工、販売                   |
| Sekisui America Corporation | 8,421  | 100.0 | 米国の関係会社の管理                        |

(注) 第一化学薬品株式会社は、平成20年4月1日、当社のメディカル事業を吸収分割によって承継するとともに、積水メディカル株式会社に商号変更いたしました。

## ②重要な関連会社の状況

| 会社名        | 資本金                       | 出資比率   | 主要な事業内容                            |
|------------|---------------------------|--------|------------------------------------|
| 積水化成工業株式会社 | 16,533 <small>百万円</small> | 23.5%※ | 発泡スチレン成型材料およびスチレン発泡製品の製造、販売        |
| 積水樹脂株式会社   | 12,334                    | 23.4%※ | 都市環境関連製品、街路・住建関連製品、産業・生活関連製品の製造、販売 |

(注) ※印は、当社の子会社が所有する株式を含む比率であります。

## ③その他

技術提携の主要な相手先は、米国のボルテック社（発泡ポリエチレン）であります。

## (7) 主要な事業内容

積水化学グループの主要な事業および営業品目は次のとおりであります。

| 事業             | 主要営業品目                              |                                                                      |
|----------------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 住宅カンパニー        | 住宅事業                                | 鉄骨系ユニット住宅「セキスイハイム」、木質系ユニット住宅「セキスイツーユーホーム」、分譲用土地                      |
|                | 住環境事業                               | リフォーム、インテリア、エクステリア、不動産                                               |
| 環境・ライフラインカンパニー | 水環境ソリューション事業                        | 塩化ビニル管・継手、ポリエチレン管・継手、システム配管、管渠更生材料および工法、強化プラスチック管、建材（雨とい、屋根材）、浴室ユニット |
|                | 機能材ソリューション事業                        | プラスチックバルブ、帯電防止用DCプレート、合成木材（FFU）                                      |
|                | ウッドソリューション事業                        | 環境貢献型硬質木材（エコバリューウッド）                                                 |
| 高機能プラスチックカンパニー | 車 輛 分 野                             | 合わせガラス用中間膜、発泡ポリオレフィン、車輛用樹脂成型品・両面テープ                                  |
|                | I T 分 野                             | 液晶用微粒子・感光性材料、半導体材料、光学フィルム、両面テープ                                      |
|                | メディカル分野                             | 検査薬、医療機器、医薬品、創薬支援事業                                                  |
|                | 機能建材ほか                              | 接着剤、マーキングフィルム、耐火テープ・シート、包装用テープ、包装用・農業用フィルム、プラスチックコンテナ                |
| そ の 他 事 業      | フラットパネルディスプレイ製造装置、上記部門に含まれない製品やサービス |                                                                      |

## (8) 主要な営業所および工場

### <住宅カンパニー>

|      |     |                                                                                                                                                                                     |
|------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 営業拠点 | 子会社 | 北海道セキスイハイム株式会社（札幌市）、セキスイハイム東北株式会社（仙台市）、東京セキスイハイム株式会社（東京都台東区）、セキスイハイム不動産株式会社（東京都台東区）、セキスイハイム信越株式会社（松本市）、セキスイハイム中部株式会社（名古屋市）、セキスイハイム近畿株式会社（大阪市）、セキスイハイム中国株式会社（岡山市）、セキスイハイム九州株式会社（福岡市） |
| 生産工場 | 子会社 | 東京セキスイ工業株式会社（蓮田市）、関西セキスイ工業株式会社（奈良市）                                                                                                                                                 |
| 研究所  | 当社  | 住宅技術研究所（つくば市）                                                                                                                                                                       |

### <環境・ライフラインカンパニー>

|      |     |                                                                  |
|------|-----|------------------------------------------------------------------|
| 営業拠点 | 当社  | 東北支店（仙台市）、東京支店（東京都港区）、中部支店（名古屋市）、近畿支店（大阪市）、中・四国支店（広島市）、九州支店（福岡市） |
|      | 子会社 | 株式会社ヴァンテック（東京都目黒区）、積水アクアシステム株式会社（大阪市）、積水ホームテクノ株式会社（大阪市）          |
| 生産工場 | 当社  | 滋賀栗東工場（栗東市）、群馬工場（伊勢崎市）、東京工場（朝霞市）                                 |
| 研究所  | 当社  | 京都研究所（京都市）                                                       |

### <高機能プラスチックカンパニー>

|      |     |                                                                           |
|------|-----|---------------------------------------------------------------------------|
| 営業拠点 | 当社  | 車輛材料営業部（東京都港区）、電子材料営業部（東京都港区）、メディカル営業部（東京都港区）、機能材料営業部（東京都港区）              |
|      | 子会社 | 第一化学薬品株式会社（東京都中央区）、積水フーラー株式会社（大阪市）、積水フィルム株式会社（大阪市）、積水テクノ成型株式会社（奈良県生駒郡安堵町） |
| 生産工場 | 当社  | 尼崎工場（尼崎市）、武蔵工場（蓮田市）、滋賀水口工場（甲賀市）                                           |
| 研究所  | 当社  | 開発研究所（大阪府三島郡島本町）                                                          |
| 海外拠点 | 子会社 | Sekisui S-Lec B.V.（オランダ）、映甫化学株式会社（韓国）                                     |

(注) 当社メディカル営業部は、平成20年4月1日、当社メディカル事業の吸収分割により第一化学薬品株式会社に承継されるとともに、第一化学薬品株式会社は、積水メディカル株式会社に商号変更いたしました。

### <コーポレート>

|      |                                                 |                                 |
|------|-------------------------------------------------|---------------------------------|
| 本 社  | 大阪本社（大阪市北区西天満二丁目4番4号）<br>東京本社（東京都港区虎ノ門二丁目3番17号） |                                 |
| 営業拠点 | 子会社                                             | ヒノマル株式会社（熊本市）、積水成型工業株式会社（大阪市）   |
| 生産工場 | 子会社                                             | 徳山積水工業株式会社（周南市）                 |
| 研究所  | 当社                                              | NBO開発推進センター（つくば市）               |
| 海外拠点 | 子会社                                             | Sekisui America Corporation（米国） |



## (9) 従業員の状況

| 部 門                           | 従 業 員 数 | 前期末比増減数 |
|-------------------------------|---------|---------|
| 住 宅 カ ン パ ニ ー                 | 8,557名  | △580名   |
| 環 境 ・ ラ イ フ ラ イ ン カ ン パ ニ ー   | 4,025名  | 409名    |
| 高 機 能 プ ラ ス チ ッ ク ス カ ン パ ニ ー | 5,265名  | 151名    |
| そ の 他 事 業                     | 848名    | 20名     |
| 全 社 ( 共 通 )                   | 212名    | 2名      |
| 合 計                           | 18,907名 | 2名      |

(注) 上記のうち、当社の従業員数は2,467名であり、前期末に比べ122名減少しております。

## (10) 主要な借入先

| 借 入 先                     | 借 入 額    |
|---------------------------|----------|
| 第 一 生 命 保 険 相 互 会 社       | 6,000百万円 |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 5,000    |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社       | 5,000    |

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 1,187,540,000株
- (2) 発行済株式の総数 539,507,285株
- (3) 株主数 26,646名
- (4) 大株主

| 株 主 名                                | 持 株 数     |
|--------------------------------------|-----------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)             | 31,122 千株 |
| 旭化成株式会社                              | 31,039    |
| 第一生命保険相互会社                           | 26,181    |
| 積水ハウス株式会社                            | 25,592    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)           | 21,911    |
| 東京海上日動火災保険株式会社                       | 15,927    |
| ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドンエスエルオムニバスアカウント | 15,212    |
| ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー             | 12,715    |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)           | 9,255     |
| 積水化学グループ従業員持株会                       | 7,721     |

(注) 当社は、自己株式を13,722千株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日に当社役員が保有する新株予約権等の状況

- ・新株予約権の数 916個
- ・目的となる株式の種類および数 当社普通株式 916,000株  
(新株予約権 1 個につき1,000株)
- ・取締役、その他役員の保有する新株予約権の区分別合計

| 区分  | 発行年月日<br>(行使価額)       | 行使期間                     | 個数   | 保有者数 |
|-----|-----------------------|--------------------------|------|------|
| 取締役 | 平成15年8月1日<br>(453円)   | 平成17年7月1日<br>～平成20年6月30日 | 25個  | 4名   |
|     | 平成16年8月2日<br>(888円)   | 平成18年7月1日<br>～平成21年6月30日 | 185個 | 20名  |
|     | 平成17年8月1日<br>(775円)   | 平成19年7月1日<br>～平成22年6月30日 | 251個 | 20名  |
|     | 平成18年8月1日<br>(1,045円) | 平成20年7月1日<br>～平成23年6月30日 | 220個 | 21名  |
|     | 平成19年8月1日<br>(1,010円) | 平成21年7月1日<br>～平成24年6月30日 | 235個 | 21名  |

#### (2) 当事業年度中に当社従業員等に対して交付した新株予約権の状況

- ・発行した新株予約権の数 815個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 815,000株  
(新株予約権 1 個につき1,000株)
- ・新株予約権の行使時の払込金額 1,010円
- ・新株予約権の行使期間 平成21年7月1日～平成24年6月30日
- ・その他行使の条件
  - ①権利行使時においても当社または当社関係会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、または定年により退職した場合、その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
  - ②新株予約権の質入、その他一切の処分は、認めない。
- ・当社従業員等に対して交付した新株予約権の区分別合計

| 区分                                             | 新株予約権の数 | 交付者数 |
|------------------------------------------------|---------|------|
| 当社従業員（当社役員を除く。）                                | 405個    | 81名  |
| 当社関係会社の代表取締役および一部取締役ならびに幹部従業員（当社の役員および従業員を除く。） | 410個    | 82名  |

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等

| 氏 名   | 地 位     | 担当および他の法人等の代表状況等                                       |
|-------|---------|--------------------------------------------------------|
| 大久保尚武 | 代表取締役社長 |                                                        |
| 東郷逸郎  | 専務取締役   | 社長付                                                    |
| 松永隆善  | 専務取締役   | 高機能プラスチックカンパニープレジデント                                   |
| 伊豆詰次  | 専務取締役   | 全社C S、コンプライアンス担当、法務部担当、C S R部長                         |
| 田頭秀雄  | 専務取締役   | 社長特命事項担当                                               |
| 滝谷善行  | 常務取締役   | 環境・ライフラインカンパニープレジデント                                   |
| 吉田健   | 常務取締役   | C T O、経営戦略部長兼R & Dセンター所長                               |
| 根岸修史  | 常務取締役   | コーポレートコミュニケーション部担当、経営管理部長                              |
| 江夏雄二  | 取締役     | 高機能プラスチックカンパニーA T関連ビジネスユニット担当、国際部長                     |
| 丸下芳和  | 取締役     | 環境・ライフラインカンパニー海外統括、インフラ複合材事業部担当                        |
| 上坂外志夫 | 取締役     | 高機能プラスチックカンパニーB D関連ビジネスユニット担当                          |
| 宇野秀海  | 取締役     | 住宅カンパニー技術担当、技術部長                                       |
| 高下貞二  | 取締役     | 住宅カンパニープレジデント、営業部担当、住宅事業部長                             |
| 小林啓二  | 取締役     | 住宅カンパニー住環境事業部長                                         |
| 周藤龍夫  | 取締役     | 環境・ライフラインカンパニー営業統括、給排水システム事業、建材事業および住宅資材関連事業担当         |
| 福田陸   | 取締役     | 高機能プラスチックカンパニーMD関連ビジネスユニット担当、メディカル事業部長、第一化学薬品株式会社代表取締役 |
| 高見浩三  | 取締役     | 環境・ライフラインカンパニー環境土木システム事業部およびウッド事業推進部担当                 |
| 中壽賀章  | 取締役     | 高機能プラスチックカンパニー開発担当、開発研究所長                              |
| 山部泰男  | 取締役     | 環境・ライフラインカンパニー開発担当、プラント資材事業部長                          |
| 渡辺博行  | 取締役     | 東京セキスイハイム株式会社代表取締役社長                                   |
| 井上健   | 取締役     | 高機能プラスチックカンパニーI T関連ビジネスユニット担当                          |
| 橘高克也  | 常勤監査役   |                                                        |
| 高井正志  | 常勤監査役   |                                                        |
| 狩野紀昭  | 監査役     | 東京理科大学名誉教授                                             |
| 國廣正   | 監査役     | 弁護士                                                    |
| 森本民雄  | 監査役     | 公認会計士                                                  |

- (注) 1. 監査役狩野紀昭、國廣正、森本民雄の各氏は、社外監査役であります。  
 2. 監査役森本民雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 平成19年6月28日開催の第85回定時株主総会において、新たに山部泰男、渡辺博行、井上 健の各氏が取締役役に、また、森本民雄氏が監査役にそれぞれ選任され、就任いたしました。
4. 平成19年6月28日開催の第85回定時株主総会終結の時をもって、取締役西村泰一、西村正史、平光正昇の各氏は、退任いたしました。
5. 当事業年度中の取締役の担当の異動は次のとおりであります。

| 氏名        | 地位    | 異動後の担当等                                                    | 異動前の担当等                                        | 異動年月日      |
|-----------|-------|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|------------|
| 松 永 隆 善   | 専務取締役 | 高機能プラスチックカンパニープレジデント                                       | 高機能プラスチックカンパニープレジデント、BD関連ビジネスユニット担当            | 平成19年7月1日  |
| 丸 下 芳 和   | 取締役   | 環境・ライフラインカンパニー海外統括、インフラ複合材事業部担当                            | 環境・ライフラインカンパニー海外統括、プラント資材事業部およびインフラ複合材事業部担当    | 平成19年7月1日  |
| 上 坂 外 志 夫 | 取締役   | 高機能プラスチックカンパニーBD関連ビジネスユニット担当                               | 高機能プラスチックカンパニーIT関連ビジネスユニット担当                   | 平成19年7月1日  |
| 高 下 貞 二   | 取締役   | 住宅カンパニー営業部担当、住宅事業部長                                        | 住宅カンパニー住宅事業部長兼企画管理部長                           | 平成19年7月1日  |
| 渡 辺 博 行   | 取締役   | 東京セキスイハイム株式会社代表取締役社長                                       | 住宅カンパニー東京支店長                                   | 平成19年7月1日  |
| 井 上 健     | 取締役   | 高機能プラスチックカンパニーIT関連ビジネスユニット担当、ファインケミカル事業部長                  | 高機能プラスチックカンパニーファインケミカル事業部長                     | 平成19年7月1日  |
| 周 藤 龍 夫   | 取締役   | 環境・ライフラインカンパニー営業統括、給排水システム事業、建材事業および住宅資材関連事業担当、給排水システム事業部長 | 環境・ライフラインカンパニー営業統括、給排水システム事業、建材事業および住宅資材関連事業担当 | 平成19年7月11日 |
| 田 頭 秀 雄   | 専務取締役 | 社長特命事項担当                                                   | 環境・ライフラインカンパニープレジデント                           | 平成19年10月1日 |
| 滝 谷 善 行   | 常務取締役 | 環境・ライフラインカンパニープレジデント                                       | コーポレートコミュニケーション部担当、経営戦略部長                      | 平成19年10月1日 |
| 吉 田 健     | 常務取締役 | CTO、経営戦略部長兼R&Dセンター所長                                       | CTO、R&Dセンター所長                                  | 平成19年10月1日 |
| 根 岸 修 史   | 常務取締役 | コーポレートコミュニケーション部担当、経営管理部長                                  | 経営管理部長                                         | 平成19年10月1日 |
| 高 下 貞 二   | 取締役   | 住宅カンパニープレジデント臨時代行、営業部担当、住宅事業部長                             | 住宅カンパニー営業部担当、住宅事業部長                            | 平成19年11月1日 |

| 氏名      | 地位    | 異動後の担当等                                        | 異動前の担当等                                                    | 異動年月日      |
|---------|-------|------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|------------|
| 周 藤 龍 夫 | 取締役   | 環境・ライフラインカンパニー営業統括、給排水システム事業、建材事業および住宅資材関連事業担当 | 環境・ライフラインカンパニー営業統括、給排水システム事業、建材事業および住宅資材関連事業担当、給排水システム事業部長 | 平成19年11月1日 |
| 東 郷 逸 郎 | 専務取締役 | 社長付                                            | 住宅カンパニープレジデント                                              | 平成20年2月1日  |
| 高 下 貞 二 | 取締役   | 住宅カンパニープレジデント、営業部担当、住宅事業部長                     | 住宅カンパニープレジデント臨時代行、営業部担当、住宅事業部長                             | 平成20年2月1日  |
| 高 見 浩 三 | 取締役   | 環境・ライフラインカンパニー、環境土木システム事業部およびウッド事業推進部担当        | 環境・ライフラインカンパニーウッド事業推進部担当、環境土木システム事業部長                      | 平成20年3月1日  |
| 井 上 健   | 取締役   | 高機能プラスチックカンパニーIT関連ビジネスユニット担当                   | 高機能プラスチックカンパニーIT関連ビジネスユニット担当、ファインケミカル事業部長                  | 平成20年3月1日  |

6. 上記のほか、取締役および監査役の重要な兼職の状況は次のとおりであります。

<取締役>

| 氏名      | 兼職する会社、法人等                                                         | 兼職の内容                            |
|---------|--------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 松 永 隆 善 | 積水フーラー株式会社<br>Sekisui America Corporation                          | 取締役<br>取締役                       |
| 滝 谷 善 行 | 徳山積水工業株式会社<br>積水成型工業株式会社<br>Sekisui America Corporation            | 取締役<br>取締役<br>取締役                |
| 根 岸 修 史 | Sekisui America Corporation<br>Sekisui Europe B.V.                 | 取締役社長<br>取締役社長                   |
| 江 夏 雄 二 | 台湾積水化学股份有限公司<br>映甫化学株式会社                                           | 董事長<br>理事                        |
| 丸 下 芳 和 | 積水(青島)塑膠有限公司<br>野村マイクロ・サイエンス株式会社                                   | 董事長<br>社外監査役                     |
| 福 田 睦   | 第一化学薬品株式会社<br>セキスイメディカル電子株式会社                                      | 代表取締役<br>代表取締役                   |
| 山 部 泰 男 | 積水塑膠管材股份有限公司                                                       | 董事長総経理                           |
| 渡 辺 博 行 | 東京セキスイハイム株式会社<br>セキスイハイム不動産株式会社<br>東京セキスイファミエス株式会社<br>東京セキスイ工業株式会社 | 代表取締役社長<br>代表取締役<br>代表取締役<br>取締役 |

(注) 福田 睦氏が兼職する第一化学薬品株式会社は、平成20年4月1日、積水メディカル株式会社に商号変更いたしました。

<監査役>

| 氏名   | 兼職する会社、法人等                                                             | 兼職の内容                                 |
|------|------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 橋高克也 | 積水ハウス株式会社<br>積水化成成品工業株式会社<br>アルメタックス株式会社<br>徳山積水工業株式会社<br>ヒノマル株式会社     | 社外監査役<br>社外監査役<br>社外監査役<br>監査役<br>監査役 |
| 高井正志 | 積水樹脂株式会社<br>株式会社積水工機製作所<br>株式会社ヴァンテック<br>積水ホームテクノ株式会社<br>セキスイハイム九州株式会社 | 社外監査役<br>社外監査役<br>監査役<br>監査役<br>監査役   |
| 國廣正  | 東京海上日動火災保険株式会社                                                         | 社外取締役                                 |

- (注) 1. 橋高克也氏が兼職する積水ハウス株式会社は、当社の事業と同一の部類に属する事業を行っております。
2. 橋高克也氏は、積水ハウス株式会社の社外監査役を兼職しておりましたが、平成20年4月24日開催の積水ハウス株式会社第57回定時株主総会終結の時をもって、同社の監査役を退任いたしました。

(決算期後の異動)

平成20年4月1日、次のとおり取締役の担当の異動を行いました。

| 氏名    | 地位      | 異動後の担当および他の法人等の代表状況等                     |
|-------|---------|------------------------------------------|
| 大久保尚武 | 代表取締役社長 | 社長執行役員                                   |
| 松永隆善  | 専務取締役   | 専務執行役員高機能プラスチックカンパニープレジデント               |
| 伊豆喆次  | 専務取締役   | 専務執行役員C C O、渉外部担当、C S R部長                |
| 田頭秀雄  | 専務取締役   | 専務執行役員経営企画部長                             |
| 滝谷善行  | 常務取締役   | 専務執行役員環境・ライフラインカンパニープレジデント               |
| 吉田健   | 常務取締役   | 専務執行役員C T O、R & Dセンター所長                  |
| 根岸修史  | 常務取締役   | 専務執行役員C F O、コーポレートコミュニケーション部担当、経営管理部長    |
| 江夏雄二  | 取締役     | 常務執行役員高機能プラスチックカンパニーA T関連ビジネスユニット担当、国際部長 |
| 丸下芳和  | 取締役     | 常務執行役員環境・ライフラインカンパニー海外統括、インフラ複合材事業部担当    |
| 上坂外志夫 | 取締役     | 常務執行役員高機能プラスチックカンパニーB D関連ビジネスユニット担当      |

| 氏名    | 地位  | 異動後の担当および他の法人等の代表状況等                                            |
|-------|-----|-----------------------------------------------------------------|
| 宇野 秀海 | 取締役 | 常務執行役員住宅カンパニー技術担当、技術部長および海外事業推進グループ長                            |
| 高下 貞二 | 取締役 | 常務執行役員住宅カンパニープレジデント                                             |
| 小林 啓二 | 取締役 | 常務執行役員住宅カンパニー営業部担当、住宅事業部長                                       |
| 周藤 龍夫 | 取締役 | 執行役員環境・ライフラインカンパニー営業統括、住宅資材関連事業担当                               |
| 福田 睦  | 取締役 | 執行役員高機能プラスチックカンパニーMD関連ビジネスユニット担当、メディカル事業部長および積水メディカル株式会社代表取締役社長 |
| 高見 浩三 | 取締役 | 執行役員環境・ライフラインカンパニー環境土木システム事業部およびウッド事業推進部担当                      |
| 中壽賀 章 | 取締役 | 執行役員高機能プラスチックカンパニー開発担当                                          |
| 山部 泰男 | 取締役 | 執行役員環境・ライフラインカンパニー開発担当、プラント資材事業部長                               |
| 渡辺 博行 | 取締役 | 執行役員東京セキスイハイム株式会社代表取締役社長                                        |
| 井上 健  | 取締役 | 執行役員高機能プラスチックカンパニーIT関連ビジネスユニット担当、新事業推進部長                        |

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役21名 752百万円

監査役5名 78百万円（うち社外3名 28百万円）

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役に支給した使用人給与賞与相当額176百万円は含まれておりません。
2. 報酬等の額には、当期の役員賞与引当金繰入額（取締役21名218百万円、監査役5名16百万円）が含まれております。
3. 上記のほか、平成19年6月28日開催の取締役会決議により、ストックオプションとしての新株予約権33百万円（報酬等としての額）を取締役21名に付与いたしました。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 社外監査役の兼任状況

| 氏名    | 兼任先および兼任内容           |
|-------|----------------------|
| 國 廣 正 | 東京海上日動火災保険株式会社 社外取締役 |

#### ② 当事業年度における主な活動状況

| 氏名      | 地位    | 主な活動状況                                                                                  |
|---------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 狩 野 紀 昭 | 監 査 役 | 取締役会18回のうち16回に、監査役会19回のうち16回に出席し、主に品質管理等の専門家としての高い見識と幅広い国際的経験から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。  |
| 國 廣 正   | 監 査 役 | 取締役会18回、監査役会19回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社グループのコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を適宜行っております。      |
| 森 本 民 雄 | 監 査 役 | 監査役就任後、取締役会13回のうち12回に、監査役会15回のうち13回に出席し、公認会計士として主に財務・会計等の専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。 |

#### ③ 不正な業務の執行の予防のために行った行為および発生後の対応の概要

社外監査役狩野紀昭、國廣 正、森本民雄の各氏は、日頃から取締役会等において法令遵守、顧客志向、財務・会計等、各自の専門的な立場から発言を行い、注意を喚起してきました。

当社は、平成18年11月にガス用ポリエチレン管および同継手の販売価格の決定に関して公正取引委員会による立入調査を受け、平成19年6月に同委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。また、平成19年7月には、平成17年から平成18年にかけての塩化ビニル管の販売価格の決定に関して同委員会による強制調査を受けました。

こうした状況を踏まえて、各社外監査役は、再発防止策の実施状況等について管轄部署等より報告を受け、必要に応じて説明を求める等、監視を行っております。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社定款に基づき、当社が社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

社外監査役は、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。



## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

56百万円

#### ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

106百万円

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条に規定する解任事由に該当する場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

## 6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

### (1) 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

社長が委員長を務めるCSR委員会において、取締役会の承認を要する「コンプライアンスに関する基本方針等」の審議を行う。また、当社およびグループ会社におけるコンプライアンスを徹底しCSRを着実に実践することを目的として、当社およびグループ会社のコンプライアンスに対する取り組みを全社横断的に統括するCCO（Chief Compliance Officer：最高コンプライアンス責任者）を任命するとともに、CSR委員会の専門分科会として、CCOが委員長を務めるコンプライアンス分科会を設置し、当社およびグループ会社におけるコンプライアンス体制の構築および実践を目的として、コンプライアンスに関する教育、研修等の企画、検討および決定を行う。

また、「積水化学グループ コンプライアンス・マニュアル」を制定し、取締役、執行役員および使用人が法令、定款および企業倫理に従って行動するための指針を提示するとともに、取締役、執行役員および使用人に対して各種法令および企業倫理に関する研修を集合研修やEラーニングの形で実施する。また、反社会的勢力による被害を防止するために社内体制を整備するとともに、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で対応することを、「積水化学グループ コンプライアンス・マニュアル」を用いて取締役、執行役員および使用人に周知徹底している。

加えて、社内通報制度「S・C・A・N（セキスイ・コンプライアンス・アシスト・ネットワーク）」により、コンプライアンス上の問題が生じた場合には、使用人から直接社内窓口および弁護士窓口に通報できる体制とする。

**(2) 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**

「文書管理規則」に従い、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理する。

**(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

「積水化学グループ危機管理要領」を制定し、当社およびグループ会社の取締役、執行役員および使用人に周知徹底することで、リスクの発生防止に努めるとともに、重大なリスクが発生した場合は、当該危機管理要領に基づき緊急対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応を行う。

**(4) 取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については別途政策会議において議論を行い、その審議を経て取締役会決議により執行決定を行う。

また、カンパニー制および執行役員制を導入することによって権限委譲を実施し、各カンパニーにおいて迅速な意思決定がなされるように、各カンパニーにおける最高意思決定機関である執行役員会を設置する。加えて、カンパニー内の幹部会や支店長会等を随時開催し、各カンパニーにおける職務執行の責任者であるカンパニープレジデントに対して報告を迅速かつ的確に行う。

**(5) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社およびグループ会社は、グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするために、グループ経営理念に基づき「企業行動指針」を策定し、当社とグループ会社間の指揮・命令、意思疎通の連携を密にしている。また、当社はグループ会社に対して指導・助言・評価を行いながら、グループ全体としての業務の適正を図る。

グループ会社の経営管理については、監査役および監査室等によるモニタリングを行うとともに、「関係会社取扱規則」および「関係会社決裁基準要項」等によるグループ会社から当社への決裁・報告制度を充実させる。

加えて、当社およびグループ会社で不祥事が発生した場合には、必ず管轄カンパニーまたはコーポレートのコンプライアンス推進部会に内容を報告し、当該推進部会がコンプライアンス分科会事務局に連絡することにより、情報がCCOに集約されるようにし、再発防止を徹底する。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役がその職務を補助すべき使用人（単なる事務処理を行う者ではなく、監査業務を実際に遂行する者をいう。以下同じ）を要請した場合、監査役と協議の上、使用人を設置する等、しかるべき対応をとる。

**(7) (6)の使用人の取締役および執行役員からの独立性に関する事項**

監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人の評価・異動については、事前に監査役の承認を得るものとする。

(8) 取締役、執行役員および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役、執行役員および使用人は、監査役会に対して、下記に掲げる事項について報告する。

- ①毎月の経営状況として重要な事項
- ②当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ③リスク管理に関する重要な事項
- ④重大な法令・定款違反
- ⑤社内通報制度の通報状況
- ⑥その他コンプライアンス上重要な事項

また、監査室は、当社およびグループ会社の業務監査および会計監査を行い、監査結果はその都度、代表取締役および監査役会に報告する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は各種の重要会議へ出席し、関係会社を含む関係部署の調査、重要案件の決裁書の確認などにより、その権限が支障なく行使できる社内体制をグループ全体に確立する。監査役会では社外監査役を含め、相互の情報提供や意見交換を十分に行う。また、代表取締役と定期的に会合をもち、会社に対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うことにより、代表取締役との相互認識を深める。

~~~~~  
(注) 本事業報告中に記載の金額、株式数および出資比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表 (平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>( 資 産 の 部 )</b>		<b>( 負 債 の 部 )</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>342,450</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>292,736</b>
現金及び預金	30,280	支払手形	14,141
受取手形	55,515	買掛金	118,937
売掛金	112,929	短期借入金	34,478
有価証券	29	未払費用	30,200
製品	41,595	未払法人税等	11,661
販売用土地	24,355	繰延税金負債	258
その他の棚卸資産	50,267	賞与引当金	13,009
前渡金	2,214	役員賞与引当金	299
前払費用	2,057	完成工事補償引当金	996
繰延税金資産	11,410	前受金	34,139
短期貸付金	897	その他	34,613
その他の他	12,252		
貸倒引当金	△ 1,356		
<b>固 定 資 産</b>	<b>440,409</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>121,203</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>243,466</b>	社債	15,608
建物及び構築物	89,137	長期借入金	42,011
機械装置及び運搬具	69,731	繰延税金負債	2,655
土地	68,880	退職給付引当金	54,575
建設仮勘定	7,450	その他	6,353
その他	8,266	<b>負 債 合 計</b>	<b>413,940</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>27,437</b>	<b>( 純 資 産 の 部 )</b>	
のれん	20,176	株主資本	352,599
ソフトウェア	4,244	資本金	100,002
その他	3,016	資本剰余金	109,367
<b>投資その他の資産</b>	<b>169,506</b>	利益剰余金	154,073
投資有価証券	133,172	自己株式	△ 10,844
長期貸付金	1,006	評価・換算差額等	6,317
長期前払費用	1,440	その他有価証券評価差額金	△ 933
繰延税金資産	23,929	土地再評価差額金	217
その他	11,278	為替換算調整勘定	7,033
貸倒引当金	△ 1,320	新株予約権	237
<b>資 産 合 計</b>	<b>782,859</b>	少数株主持分	9,764
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>368,919</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>782,859</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

**連結損益計算書** (自 平成19年 4月1日  
至 平成20年 3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		958,674
売上原価		685,902
売上総利益		272,772
販売費及び一般管理費		229,766
営業利益		43,005
営業外収益		
受取利息	1,299	
受取配当金	2,620	
持分法による投資利益	589	
雑収入	3,453	7,963
営業外費用		
支払利息	2,127	
コマシャルペーパー割引料	12	
売上割引	320	
雑支出	9,961	12,422
経常利益		38,547
特別利益		
投資有価証券売却益	23,163	
事業譲渡益	478	23,641
特別損失		
構造改善費用	10,152	
棚卸資産評価損	3,069	
減損損	1,374	
固定資産売却及び除却損	2,600	17,195
税金等調整前当期純利益		44,993
法人税、住民税及び事業税	16,433	
法人税等調整額	3,512	19,946
少数株主利益		747
当期純利益		24,300

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

**連結株主資本等変動計算書** (自 平成19年 4月1日  
至 平成20年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年 3月31日残高	100,002	109,420	137,712	△ 6,375	340,759
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 7,924		△ 7,924
連結子会社増加に伴う 剰余金減少高			△ 8		△ 8
連結子会社除外に伴う 剰余金減少高			△ 6		△ 6
当期純利益			24,300		24,300
自己株式の取得				△ 4,734	△ 4,734
自己株式の処分		△ 53		265	212
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△ 53	16,361	△ 4,468	11,839
平成20年 3月31日残高	100,002	109,367	154,073	△ 10,844	352,599

	評価・換算差額等				新株 予約権	少数株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地 再評価 差額金	為替換 算調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成19年 3月31日残高	57,427	216	5,419	63,063	73	9,244	413,141
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△ 7,924
連結子会社増加に伴う 剰余金減少高							△ 8
連結子会社除外に伴う 剰余金減少高							△ 6
当期純利益							24,300
自己株式の取得							△ 4,734
自己株式の処分							212
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	△ 58,361	1	1,614	△ 56,745	163	520	△ 56,061
連結会計年度中の変動額合計	△ 58,361	1	1,614	△ 56,745	163	520	△ 44,222
平成20年 3月31日残高	△ 933	217	7,033	6,317	237	9,764	368,919

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及びその主要な会社名

連結子会社の数 130社

主要な連結子会社の名称は以下のとおりである。

第一化学薬品(株)、徳山積水工業(株)、ヒノマル(株)、(株)ヴァンテック、積水成型工業(株)、東京セキスイハイム(株)、セキスイハイム近畿(株)、積水フーラー(株)、積水ホームテクノ(株)、積水フィルム(株)、東京セキスイ工業(株)、関西セキスイ工業(株)、セキスイハイム東北(株)、セキスイハイム信越(株)、セキスイハイム中部(株)、セキスイハイム中国(株)、セキスイハイム九州(株)、北海道セキスイハイム(株)、セキスイハイム不動産(株)、積水アクアシステム(株)、積水テクノ成型(株)、Sekisui S-Lec B.V.、Sekisui America Corporation、映甫化学(株)

また、当連結会計年度において、Allen Extruders,LLC.について事業を譲り受けたため、渡辺産商(株)、Muhan Co.,Ltd.、映甫高新材料(廊坊) 有限公司の3社は重要となったため、九州セキスイハイム不動産(株)は新規に設立したことにより、それぞれ連結の範囲に含めている。

また、セキスイハイム東京(株)、セキスイハイム神奈川(株)、セキスイハイム千葉(株)、セキスイハイム埼玉(株)、セキスイハイム山梨(株)の5社は合併により東京セキスイハイム(株)(セキスイハイム東京(株)の商号を変更)として、名古屋セキスイハイム(株)、北陸セキスイハイム(株)、三重セキスイハイム(株)の3社は合併によりセキスイハイム中部(株)(名古屋セキスイハイム(株)の商号を変更)として、セキスイハイム大阪(株)、セキスイハイム京滋(株)、セキスイハイム阪奈(株)、和歌山セキスイハイム(株)、北近畿セキスイハイム(株)の5社は合併によりセキスイハイム近畿(株)(セキスイハイム大阪(株)の商号を変更)として、セキスイファミエス東京(株)、セキスイファミエス千葉(株)、セキスイファミエス埼玉(株)の3社は合併により東京セキスイファミエス(株)(セキスイファミエス東京(株)の商号を変更)として、名古屋セキスイファミエス(株)、北陸セキスイファミエス(株)、三重セキスイファミエス(株)の3社は合併によりセキスイファミエス中部(株)(名古屋セキスイファミエス(株)の商号を変更)として、セキスイファミエス大阪(株)、セキスイファミエス京滋(株)、セキスイファミエス阪奈(株)、和歌山セキスイファミエス(株)、北近畿セキスイファミエス(株)の5社は合併によりセキスイファミエス近畿(株)(セキスイファミエス大阪(株)の商号を変更)として、セキスイハイムサプライ東日本(株)、セキスイハイムサプライ西日本(株)、セキスイハイムサプライ九州(株)の3社は合併によりセキスイハイムサプライ(株)(セキスイハイムサプライ東日本(株)の商号を変更)としてそれぞれ連結の範囲に含めている。

なお、前連結会計年度において連結子会社であった積水ライフテック(株)、Sekisui Australia Pty. Ltd.は清算終了したため、連結の範囲から除外している。

#### (2) 主要な非連結子会社の名称

セキスイハイムクリエイト(株)、セキスイ管材テクニックス(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社の合計の総資産額、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため連結の範囲から除外している。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用会社の数及びその主要な会社名

関連会社 8社

主要な会社の名称は以下のとおりである。

積水化成成品工業(株)、積水樹脂(株)

(2) 持分法を適用しない主要な会社名等

持分法非適用の非連結子会社（セキスイハイムクリエイト(株)他）及び関連会社（(株)エヌ・ティ・ティ・データ・セキスイシステムズ他）については、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としてもその影響の重要性が無いため持分法の適用範囲から除外している。

3. 連結子会社及び持分法適用会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、海外会社の決算日は12月31日である。連結計算書類の作成に当たっては、12月31日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結決算上必要な調整を行っている。なお、その他の連結子会社並びに持分法適用会社の決算日は連結決算日と同一である。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券…原価法

その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法

（主として評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…主として移動平均法に基づく原価法

②デリバティブ…時価法

③棚卸資産…通常の販売目的で保有する棚卸資産

主として平均法に基づく原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

建物（建物付属設備を除く）については主として定額法を、その他の有形固定資産については主として定率法を採用している。なお、主な耐用年数は以下のとおりである。

建物及び構築物 3～60年

機械装置及び運搬具 4～17年

②無形固定資産

定額法を採用している。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づいている。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

②賞与引当金

従業員賞与（使用人兼務取締役の使用人分を含む）の支給に充てるため、主として期末直前支給額を基礎とした見積額を計上している。

③退職給付引当金

・従業員退職金

従業員退職金の支出に充てるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理している。



数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理している。

・役員退職慰労金

連結子会社において役員退職慰労金の支出に充てるため、各社の内規に基づき計算された金額の全額を計上している。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における少数株主持分及び為替換算調整勘定に含めている。

②重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

③重要なヘッジ会計の方法

a. ヘッジ会計の方法

原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産又は負債として繰り延べる方法による。なお、金利スワップのうち「金利スワップの特例処理」の要件を満たすものについては、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額を当該資産又は負債に係る利息に加減している。

b. ヘッジ手段とヘッジ対象

(イ) 資金の調達に係る金利変動リスク

借入金や社債などをヘッジ対象として、金利スワップ等をヘッジ手段として用いる。

(ロ) 外貨建資産・負債に係る為替変動リスク

外貨建の仕入・売上に係る金銭債権債務などをヘッジ対象として、為替予約等をヘッジ手段として用いる。

(ハ) 外貨建の資金の調達に係る金利及び為替変動リスク

外貨建借入金をヘッジ対象として、金利・通貨スワップ等をヘッジ手段として用いる。

c. ヘッジ方針

デリバティブ取引は、業務遂行上、金融商品の取引を行うに当たって抱える可能性のある市場リスクを適切に管理し、当該リスクの低減を図ることを目的とする場合に限る。

d. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価している。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略している。

④のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、発生日以後5年間で均等償却している。ただし、その効果の発現する期間の見積もりが可能な場合には、その見積もり年数で均等償却し、僅少なものについては一括償却している。

⑤消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債については、全面時価評価法を採用している。

6. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度に係る連結計算書類から適用できるようになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用している。これにより営業利益及び経常利益は、それぞれ1,246百万円増加し、税金等調整前当期純利益は、1,822百万円減少している。

(2) 有形固定資産の減価償却方法の変更

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。

これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ843百万円減少している。

(追加情報)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上している。

この結果、従来の方法に比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ1,903百万円減少している。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	445,846百万円
2. 担保資産及び担保付債務	
担保に供している資産	
有形固定資産	8,833百万円
無形固定資産	44百万円
計	8,878百万円
上記に対応する債務	
短期借入金	3,055百万円
長期借入金	2,971百万円
その他の負債	2,908百万円
計	8,936百万円
3. 偶発債務	
(1) 保証債務	
ユニット住宅購入者が利用する住宅ローン	14,153百万円
従業員持家制度促進のための住宅ローン	1,487百万円
非連結子会社の借入債務	270百万円
計	15,911百万円
(2) 当社及び一部の連結子会社は、塩化ビニル管の販売価格を他の事業者と共同して決定している疑いがあると して、平成19年7月10日以降、公正取引委員会の調査を受けている。 これにより、今後、損失等が発生する可能性があるが、現在のところその影響を合理的に見積もることは困 難であり、当該事象が連結計算書類に与える影響は明らかではない。	
4. 受取手形割引高	862百万円
5. 受取手形裏書譲渡高	349百万円
6. 退職給付引当金のうち役員分	1,488百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 539,507,285株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり の配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	4,244	8円	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年10月26日 取締役会	普通株式	3,679	7円	平成19年9月30日	平成19年12月5日
計		7,924			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

平成20年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ①配当金の総額 4,206百万円
- ②1株当たりの配当額 8円
- ③基準日 平成20年3月31日
- ④効力発生日 平成20年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,891,000株

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 683円11銭  
1株当たり当期純利益 46円16銭

(注) 記載金額は全て百万円未満を切り捨てて表示している。

貸借対照表 (平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	158,931	流動負債	99,411
現金及び預金	11,771	支払掛手形	1,574
受取掛手形	13,717	買掛入金	57,981
売掛金	71,239	短期借入金	5,023
製成品	13,925	未払掛金	4,667
販売用土地	3,128	未払費用	14,735
原仕前材料	5,039	未払法人税等	6,958
前掛渡品	3,832	前預り金	55
前払費用	93	賞与引当金	4,223
繰延税金	323	役員賞与引当金	3,120
短期貸付	4,188	完成工事引当金	235
未収入金	5,878	その他の流動負債	453
その他の流動資産	24,501		383
貸倒引当金	1,689		
	△ 398	固定負債	94,406
固定資産	313,057	社長期借入金	15,000
有形固定資産	92,528	退職給付引当金	37,163
建物	27,526	長期預り金	40,054
構築物	2,587	その他の固定負債	1,815
機械装置	24,079		373
車両運搬具	77	負債合計	193,817
工具器具備	3,695	(純資産の部)	
土建設仮勘	30,937	株主資本	279,426
	3,624	資本剰余金	100,002
無形固定資産	3,221	資本剰余金	109,367
工業所有用権	28	資本剰余金	109,234
施設利用権	213	資本剰余金	132
ソフトウェア	2,751	利益剰余金	80,764
その他の無形固定資産	226	利益剰余金	10,363
投資その他の資産	217,308	利益剰余金	70,401
投資有価証券	94,778	利益剰余金	28
関係会社株	95,600	特別利益剰余金	1,599
長期貸付	6,473	土地圧縮積立	1,669
長期前払費用	654	償却資産圧縮積立	39,471
繰延税金	18,984	繰越利益剰余金	27,634
繰入金	2,903	自己株式	△ 10,707
その他の引当	1,186	評価・換算差額等	△ 1,492
貸倒引当	△ 3,274	その他有価証券評価差額金	△ 1,492
		株予約権	237
資産合計	471,988	純資産合計	278,171
		負債及び純資産合計	471,988

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

損益計算書 (自 平成19年4月1日  
至 平成20年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		368,359
売 上 原 価		276,191
売 上 総 利 益		92,168
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		79,279
営 業 利 益		12,889
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	6,686	
雑 収 入	2,312	8,999
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	708	
社 債 利 息	132	
雑 支 出	5,689	6,530
経 常 利 益		15,358
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	22,501	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	1,065	
事 業 譲 渡 益	478	24,045
特 別 損 失		
構 造 改 善 費 用	5,113	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	2,346	
棚 卸 資 産 評 価 損	909	
減 損 損 失	600	
固 定 資 産 売 却 及 び 除 却 損	1,203	10,174
税 引 前 当 期 純 利 益		29,229
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	8,900	
法 人 税 等 調 整 額	3,807	12,707
当 期 純 利 益		16,522

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

## 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剩 余 金			利 益 剩 余 金						
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	そ の 他 利 益 剩 余 金					
					特別償却 積立金	土地圧縮 積立金	償却資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
平成19年 3月31日残高	100,002	109,234	185	109,420	10,363	50	1,599	1,784	39,471	18,899	72,166
事業年度中の変動額											
特別償却積立金の取崩					△ 22					22	-
償却資産圧縮積立金の取崩							△ 115			115	-
剰余金の配当									△ 7,924	△ 7,924	
当期純利益									16,522	16,522	
自己株式の取得											-
自己株式の処分			△ 53	△ 53							-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	-	-	△ 53	△ 53	-	△ 22	-	△ 115	-	8,735	8,598
平成20年 3月31日残高	100,002	109,234	132	109,367	10,363	28	1,599	1,669	39,471	27,634	80,764

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成19年 3月31日残高	△ 6,240	275,348	55,790	55,790	73	331,213
事業年度中の変動額						
特別償却積立金の取崩		-				-
償却資産圧縮積立金の取崩		-				-
剰余金の配当		△ 7,924				△ 7,924
当期純利益		16,522				16,522
自己株式の取得	△ 4,733	△ 4,733				△ 4,733
自己株式の処分	265	212				212
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△ 57,283	△ 57,283	163	△ 57,119
事業年度中の変動額合計	△ 4,467	4,077	△ 57,283	△ 57,283	163	△ 53,042
平成20年 3月31日残高	△ 10,707	279,426	△ 1,492	△ 1,492	237	278,171

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	原価法
子会社及び関連会社株式	移動平均法に基づく原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	移動平均法に基づく原価法

### 2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

### 3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

製    品	総平均法に基づく原価法
販    売    用    土    地	個別法に基づく原価法
販    売    材    料	移動平均法に基づく原価法
仕    掛    品	移動平均法（一部個別法）に基づく原価法 (貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

### 4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物（建物付属設備を除く）は定額法、その他の有形固定資産は定率法を採用している。

なお、主な耐用年数は以下のとおりである。

建    物	3～50年
機    械    装    置	4～17年

無形固定資産

定額法を採用している。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいている。

### 5. 引当金の計上基準

貸    倒    引    当    金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
賞    与    引    当    金	従業員賞与（使用人兼務取締役の使用人分を含む）の支給に充てるため、期末直前支給額を基礎とした見積額を計上している。
役    員    賞    与    引    当    金	役員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上している。
完    成    工    事    補    償    引    当    金	ユニット住宅の保証期間中の無料補修に備えるため、経験値により計上している。
退    職    給    付    引    当    金	従業員退職金の支出に充てるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理している。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理している。

## 6. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められる以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

## 7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

## 8. 会計方針の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が平成20年3月31日以前に開始する事業年度に係る計算書類から適用できることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用している。これにより営業利益及び経常利益はそれぞれ194百万円増加し、税引前当期純利益は714百万円減少している。

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。

これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ529百万円減少している。

## 9. 追加情報

法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上している。この結果、従来の方法に比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ1,162百万円減少している。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	212,601百万円
2. 保証債務	
関係会社の金融機関等からの借入に対する保証債務	5,125百万円
ユニット住宅購入者及び従業員持家制度促進のための住宅ローンの保証債務	10,931百万円
3. 偶発債務	
当社は、塩化ビニル管の販売価格を他の事業者と共同して決定している疑いがあるとして、平成19年7月10日以降、公正取引委員会の調査を受けている。	
これにより、今後、損失等が発生する可能性があるが、現在のところその影響を合理的に見積もることは困難であり、当該事象が計算書類に与える影響は明らかではない。	
4. 関係会社に対する短期金銭債権	75,664百万円
関係会社に対する長期金銭債権	6,442百万円
関係会社に対する短期金銭債務	34,119百万円
関係会社に対する長期金銭債務	640百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社に対する売上高	244,923百万円
関係会社からの仕入高	215,328百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	12,261百万円



(株主資本等変動計算書に関する注記)

当期末における自己株式の総数 13,722,164株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

1. 繰延税金資産

退職給付引当金	16,182百万円
減損損失	5,252百万円
投資有価証券評価損	2,448百万円
その他有価証券評価差額金	1,011百万円
その他	8,586百万円
小計	33,480百万円
評価性引当額	△ 4,211百万円
合計	29,269百万円

2. 繰延税金負債

関係会社株式評価差額	△ 3,864百万円
固定資産圧縮積立金	△ 2,232百万円
合計	△ 6,096百万円

繰延税金資産の純額 23,172百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

期末日におけるリース物件の取得原価相当額	2,396百万円
期末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額	1,236百万円
期末日におけるリース物件の未経過リース料相当額	1,159百万円

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	528円61銭
2. 1株当たり当期純利益	31円37銭

(注) 記載金額は全て百万円未満を切り捨てて表示している。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成20年5月12日

積水化学工業株式会社  
取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員 公認会計士 重松孝司 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 谷上和範 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 岡本高郎 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、積水化学工業株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、積水化学工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度から棚卸資産の評価に関する会計基準を適用しているため、当該会計基準により連結計算書類を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第86期連結会計年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該連結会計年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月14日

積水化学工業株式会社 監査役会

常勤監査役 橘 高 克 也 ㊟

常勤監査役 高 井 正 志 ㊟

社外監査役 狩 野 紀 昭 ㊟

社外監査役 國 廣 正 ㊟

社外監査役 森 本 民 雄 ㊟

独立監査人の監査報告書

平成20年5月12日

積水化学工業株式会社  
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 重 松 孝 司 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 谷 上 和 範 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 岡 本 高 郎 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、積水化学工業株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度から棚卸資産の評価に関する会計基準を適用しているため、当該会計基準により計算書類及びその附属明細書を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第86期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月14日

積水化学工業株式会社 監査役会

常勤監査役	橋 高 克 也	㊟
常勤監査役	高 井 正 志	㊟
社外監査役	狩 野 紀 昭	㊟
社外監査役	國 廣 正	㊟
社外監査役	森 本 民 雄	㊟

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業価値を増大させ、株主の皆様への利益還元を積極的に行うことを経営上の重要課題の一つとして位置づけております。今後の株主還元につきましては、連結当期純利益の30%を目途として、業績に応じた安定的な配当政策を実施してまいります。

当期の期末配当につきましては、財務状況や通期の業績等を総合的に勘案したうえで、株主の皆様のご支援にお応えするため、下記のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金8円 配当総額 4,206,280,968円  
なお、平成19年12月にお支払いした中間配当金（1株につき7円）と合わせまして、当期の年間配当金は1株につき15円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成20年6月30日

### 第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり改めたいと存じます。

1. 変更の理由

- (1) 当社を取り巻く経営環境の変化に対し迅速に対応するため、当社は、本年4月1日より執行役員制度を新たに導入いたしました。執行役員制度は、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各カンパニーの業務執行機能を明確に分離し、取締役会の一層の活性化と機能強化を図るものであります。これに伴い、現行定款第20条、第24条について、所要の変更を行うものであります。
- (2) 社外取締役が期待される役割を十分に発揮することができるよう第28条を新設し、併せて、必要となる条数の繰り下げを行うものです。なお、変更案第28条の株主総会への提出につきましては、監査役全員の同意を得ております。

## 2. 変更の内容

具体的な変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の員数) 第20条 当会社に取締役 3 名以上を置く。</p> <p>2 取締役が任期中に退任したときは補欠選任を行う。ただし、法定数を欠かない限り取締役会の決議により補欠選任を延期し、又はこれを行わないことができる。</p>	<p>(取締役の員数) 第20条 当会社に取締役 3 名以上<u>15名以内</u>を置く。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(役付取締役及び取締役相談役) 第24条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長、<u>専務取締役及び常務取締役</u>を定めることができる。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役相談役を定めることができる。</p>	<p>(役付取締役及び取締役相談役) 第24条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長<u>及び</u>取締役副社長を定めることができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>社外取締役の責任限定契約</u>) 第28条 当社は、社外取締役との間で、<u>会社法第423条第1項に定める賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第<u>28</u>条～第<u>38</u>条 (条文省略)</p>	<p>第<u>29</u>条～第<u>39</u>条 (現行どおり)</p>

### 第3号議案 取締役9名選任の件

当社は、本年4月1日より執行役員制度を導入し、取締役会は全社的な経営方針の意思決定と業務執行の監督を行う機関として位置づけることといたしました。また当社は、新たに社外取締役2名を招聘することとし、取締役会による業務執行の監督機能を一層強化するとともに、経営の透明性・公正性をさらに高めてまいりたいと存じます。

つきましては、取締役9名の選任をお願いし、取締役会において機動的な経営判断が行えるよう構成員数の最適化を図りたいと存じます。なお、当社は、株主の皆様に対する取締役の責任をより一層明確にするために、定款により取締役の任期を1年と定めております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
1	おおくほ なお たけ 大久保 尚 武 (昭和15年3月16日生)	昭和37年8月 当社入社 平成元年6月 当社取締役総合開発室長 平成元年10月 当社取締役購買部および東京購買部担当、総合開発室長 平成5年1月 当社取締役購買部および東京購買部担当、テクノマテリアル事業本部長 平成5年6月 当社常務取締役テクノマテリアル事業本部長 平成9年3月 当社常務取締役総合企画室および国際部担当 平成9年6月 当社専務取締役総合企画室および国際部担当 平成11年1月 当社取締役副社長 平成11年6月 当社代表取締役社長 平成20年4月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現在に至る)	217,742株
2	まつ なが たか よし 松 永 隆 善 (昭和26年5月11日生)	昭和50年4月 当社入社 平成14年6月 当社取締役高機能プラスチックカンパニーシニアバイスプレジデント兼工業テープ事業部長 平成16年4月 当社取締役高機能プラスチックカンパニーIT関連ビジネスユニット担当 平成16年6月 当社常務取締役高機能プラスチックカンパニーIT関連ビジネスユニット担当 平成17年4月 当社専務取締役高機能プラスチックカンパニープレジデント 平成20年4月 当社専務取締役 専務執行役員高機能プラスチックカンパニープレジデント (現在に至る)	66,766株



候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当社の 株式の数
3	伊豆詰次 <small>いずつじ</small> (昭和19年4月26日生)	昭和46年4月 当社入社 平成11年6月 当社取締役人事勤労部長 平成13年4月 当社取締役奈良事業所担当、人事勤労部長 平成14年4月 当社取締役経営戦略部長 平成16年4月 当社取締役経営戦略部長および総務・人事部長、全社コンプライアンス担当 平成16年6月 当社常務取締役経営戦略部長および総務・人事部長、全社コンプライアンス担当 平成17年4月 当社常務取締役総務・人事部長および環境経営部長、全社コンプライアンス、環境およびCSR担当 平成18年7月 当社専務取締役総務・人事部長および環境経営部長、全社コンプライアンス、環境およびCSR担当 平成19年1月 当社専務取締役全社CS、コンプライアンス担当、法務部担当、CSR部長 平成20年4月 当社専務取締役専務執行役員CCO、渉外部担当、CSR部長 (現在に至る)	54,465株
4	滝谷善行 <small>たきたによしゆき</small> (昭和24年2月24日生)	昭和46年4月 当社入社 平成13年6月 当社取締役住宅カンパニー開発統括部長 平成14年4月 当社取締役住宅カンパニープレジデント室長 平成16年4月 当社取締役CS品質経営部長およびコーポレートコミュニケーション部長、全社CS担当 平成16年6月 当社常務取締役CS品質経営部長およびコーポレートコミュニケーション部長、全社CS担当 平成17年4月 当社常務取締役経営戦略部長およびコーポレートコミュニケーション部長 平成19年1月 当社常務取締役コーポレートコミュニケーション部担当、経営戦略部長 平成19年10月 当社常務取締役環境・ライフラインカンパニープレジデント 平成20年4月 当社常務取締役専務執行役員環境・ライフラインカンパニープレジデント (現在に至る)	57,131株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当社の 株式の数
5	よし だ けん 吉 田 健 (昭和26年5月23日生)	昭和49年4月 当社入社 平成14年6月 当社取締役高機能プラスチックカンパニーシニアバイスプレジデント 平成15年4月 当社取締役R&D・テクノロジーセンター所長 平成16年6月 当社常務取締役R&D・テクノロジーセンター所長 平成17年4月 当社常務取締役CS品質経営部長およびR&D・テクノロジーセンター所長、全社CS担当 平成19年1月 当社常務取締役CTO、R&Dセンター所長 平成19年10月 当社常務取締役CTO、経営戦略部長兼R&Dセンター所長 平成20年4月 当社常務取締役 専務執行役員CTO、R&Dセンター所長 (現在に至る)	79,287株
6	ね ぎし なお ふみ 根 岸 修 史 (昭和23年3月19日生)	昭和46年4月 当社入社 平成15年4月 当社経営管理部長 平成15年6月 当社取締役経営管理部長 平成17年4月 当社常務取締役経営管理部長 平成19年10月 当社常務取締役コーポレートコミュニケーション部担当、経営管理部長 平成20年4月 当社常務取締役 専務執行役員CFO、コーポレートコミュニケーション部担当、経営管理部長 (現在に至る)  <他の法人等の代表状況> Sekisui America Corporation 取締役社長 Sekisui Europe B.V. 取締役社長	53,117株
7	こう げ てい じ 高 下 貞 二 (昭和28年11月14日生)	昭和51年4月 当社入社 平成15年4月 名古屋セキスイハイム株式会社代表取締役社長 平成17年6月 当社取締役名古屋セキスイハイム株式会社代表取締役社長 平成17年10月 当社取締役住宅カンパニープレジデント室長 平成18年4月 当社取締役住宅カンパニー企画管理部長 平成19年4月 当社取締役住宅カンパニー住宅事業部長兼企画管理部長 平成19年7月 当社取締役住宅カンパニー営業部担当、住宅事業部長 平成20年2月 当社取締役住宅カンパニープレジデント、営業部担当、住宅事業部長 平成20年4月 当社取締役 常務執行役員住宅カンパニープレジデント (現在に至る)	22,611株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当社の 株式の数
8	田村 滋美 (昭和13年7月20日生)	昭和36年4月 東京電力株式会社入社 平成7年6月 同社取締役 平成11年6月 同社取締役副社長 平成14年10月 同社取締役会長 (現在に至る)  <他の法人等の代表状況> 東京電力株式会社取締役会長 財団法人広域関東圏産業活性化センター会長	-
9	辻 亨 (昭和14年2月10日生)	昭和36年4月 丸紅飯田株式会社(現・丸紅株式会社)入社 平成3年6月 丸紅株式会社取締役 平成8年4月 同社代表取締役常務取締役 平成9年6月 同社代表取締役専務取締役 平成11年4月 同社代表取締役社長 平成15年4月 同社代表取締役会長 平成16年4月 同社取締役会長 平成20年4月 同社取締役相談役 (現在に至る)	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間に利害関係はありません。  
2. 田村滋美、辻 亨の両氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 候補者の選任理由

- ① 田村滋美氏につきましては、日本を代表するエネルギー関連企業の経営者としての経験、実績を有しており、当社の経営執行に対し、独立した立場より助言をいただくことでコーポレート・ガバナンスを強化できるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
- ② 辻 亨氏につきましては、日本を代表する総合商社の経営者としての経験・実績を有しており、総合商社における国際的な経験と知識を活かした助言をいただくことが、当社グループのグローバル化を推進する上で有用であると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
- (2) 社外取締役候補者が、過去5年間に他の株式会社の社外取締役または社外監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社において不当な業務執行が行われた事実ならびに発生の予防のために行った行為および発生後の対応の概要  
辻 亨氏が平成15年6月より社外監査役を兼務する株式会社損害保険ジャパンにおいて、付随的な保険金の支払漏れ、生命保険契約の不適切な取扱いなどを理由として、金融庁より平成18年5月25日付で保険業法第133条に基づく業務の一部停止命令、同第132条第1項に基づく業務改善命令を受けました。同氏は、事実発生前は、法令等遵守体制ならびに内部監査態勢の強化および内部監査結果の報告方法などについて、発言・提言を同社取締役会、監査役会において行い、事実発生後は、同社取締役会および同社代表取締役との定期的意見交換会において、同社が金融庁に提出した業務改善計画の実行状況を定期的に確認するとともに、不祥事件の再発防止へ向けて、有益な意見具申を行いました。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役との間で責任限定契約を締結することを可能にするため、本総会の第2号議案で定款一部変更の件を提出しております。当該議案が原案どおり承認可決された場合、当社はすべての社外取締役との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

社外取締役は、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

### 第4号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役橋高克也氏および高井正志氏の任期が満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当社の 株式の数
1	高井正志 (昭和22年9月26日生)	昭和45年4月 当社入社 平成14年4月 当社経営監査室長 平成16年6月 当社監査役 (現在に至る)	35,444株
2	満生英二 (昭和24年1月21日生)	昭和46年4月 当社入社 平成15年4月 当社環境・ライフラインカンパニー住宅資材担当、 ウッドプロジェクトヘッド 平成15年6月 当社取締役環境・ライフラインカンパニー住宅資材 担当、ウッドプロジェクトヘッド 平成17年4月 当社取締役環境・ライフラインカンパニー新事業プ ロジェクトヘッド 平成17年6月 当社取締役環境・ライフラインカンパニー開発担 当、新事業プロジェクトヘッド 平成18年4月 当社取締役東都積水株式会社代表取締役社長 平成18年6月 東都積水株式会社代表取締役社長 平成20年4月 東都積水株式会社取締役 (現在に至る)	37,303株

(注) 各候補者と当社との間に利害関係はありません。

## 第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社関係会社の代表取締役および一部取締役ならびに幹部従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

### 1. 新株予約権を発行する理由

当社関係会社の代表取締役および一部取締役ならびに幹部従業員に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。

### 2. 新株予約権の割当を受ける者

当社関係会社の代表取締役および一部取締役ならびに幹部従業員。

### 3. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式50万株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合等を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

#### (2) 発行する新株予約権の総数

500個（新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1,000株）を上限とする。

ただし、前記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

#### (3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

#### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、以下のとおりとする。

新株予約権割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値の価額とする。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合等を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分（新株予約権の行使により新株を発行する場合を含まない）する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、新株予約権の割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株式への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- (5) 新株予約権の行使期間  
平成22年7月1日から平成25年6月30日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
  - ①新株予約権者は、行使時においても当社または当社関係会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、または定年により退職した場合、その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
  - ②新株予約権の質入、その他一切の処分は、認めない。
  - ③その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (7) 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
  - ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
  - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

## 第6号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）導入の件

当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）につき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

### 1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の株主の在り方について、当社は、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、株式会社の支配権の移転を伴う大規模買付行為を受け入れるかどうかの判断も、最終的には当社株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えています。しかし、当社株券等の大規模買付行為や買付提案の中には、①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③当社に、当該買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われるもの、④当社株主に対して、買付内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供することなく行われるもの、⑤買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実行の蓋然性等）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当なもの、⑥当社の長期的な株主価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、債権者などの利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらすものも想定されます。このような大規模買付行為や買付提案を行う者は、例外的に、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えています。

### 2. 基本方針の実現に資する取り組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続していただくために、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、次の施策をすでに実施しています。これらの取り組みは、今般決定しました上記1.「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の実現にも資するものと考えています。

#### (1) 中期経営ビジョン「GS21-Gol Frontier（フロンティア）」による企業価値向上への取り組み

当社は、平成18年度から20年度までを対象期間とした中期経営ビジョン「GS21-Gol Frontier」を策定しています。このビジョンでは、目指す「プレミアムカンパニー」を「営業利益率10%を継続的に実現し、グローバルに社会の発展に貢献できる企業」と定義、その実現に向け「3つの革新で5つの成長フロンティア」を開拓し、「プレミアムカンパニー」への転換を推進しています。主な内容は以下のとおりです。

## 1) 「GS21-Go! Frontier」の全体像

- ①「成長フロンティア」を開拓し、高収益企業に成長させる。
- ②CSR（企業の社会的責任）を実践し、社会に貢献する真のプレミアムカンパニーを目指す。

<主な取り組み>

3つの革新で5つの成長フロンティアを開拓し、プレミアムカンパニーへの転換を目指す

- ①高収益化を実現する成長事業の育成と新事業の創出、そしてそれを支える技術、人材の重点強化を狙いとして「市場、モノづくり、人材」の3つの革新を推進する。
- ②住宅、環境・ライフライン、高機能プラスチックの3カンパニーを柱として、その個性を際立たせ、グローバルに成長し高収益を狙える5つの成長フロンティアの開拓に最注力する。

## 2) 3つの革新

市場の革新	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルな視点で高収益化と高成長を狙える5つの成長フロンティアをターゲット化</li> <li>・低採算事業の改革を完遂し成長分野へシフト</li> </ul>
モノづくりの革新	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モノづくりを抜本的に見直し究極のコストとダントツの品質を実現</li> <li>・モノづくりで競争優位を築き事業の際立ちを強化</li> </ul>
人材の革新	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成長フロンティアの開拓をリードする人材の育成・拡充</li> <li>・「志塾」を創設し、未来を切り拓く事業家人材を積極的に輩出</li> </ul>

## 3) 5つの成長フロンティアと成長の狙い目

ハイム「らしさ」の追求	工業化住宅の追求による高性能化、差別化による環境や住み心地のニーズ増大に対応する。
水環境ソリューション	パイプシステムの進化、グローバル展開を図り、膨大な水インフラの整備更新需要に対応する。
高機能材料3分野	市場対応型マーケティング、開発力、グローバル展開力で車輻、IT、メディカル分野での高機能材料ニーズ増大に対応する。
IT800	お客様とのコラボレーションとオンリーワン技術のグローバル展開により、成長著しいフラットパネルディスプレイ・半導体分野の先端材料を供給する。
GLOBAL1500	グローバル経営力の強化、人材育成により急成長するアジア、BRICsをはじめ全世界に広がる市場を狙う。

## 4) 財務方針

キャッシュ・フロー経営を実践します。平成18年度から平成20年度までに獲得する営業キャッシュ・フロー2,400億円について、①投資1,600億円（成長フロンティアへ1,000億円の戦略投資）、②株主還元強化（連結配当性向30%）、③財務体質強化に投入し、企業価値倍増を目指しております。



## (2) コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取り組み

昨今の当社を取り巻く事業環境は、急速なグローバル化や新設住宅着工戸数の減少など大きな転換期を迎えています。新しい事業機会への迅速な対応、競合に伍していくための体制構築、増大するリスクへの対応といった点において、抜本的な対策が不可欠となってまいりました。このような状況の下、当社は、積水化学グループの経営理念および企業行動指針を具現化し、グループ全体の継続的な企業価値向上を図っていくために、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の重要課題と位置づけ、当社における監督機能、業務執行機能を明確化し、経営における透明性と公正性の向上と迅速な意思決定の追求に努めております。

当社は、株主の皆様に対する経営陣の責任をより一層明確にするため、平成19年6月28日開催の第85回定時株主総会において、取締役の任期を2年から1年に短縮いたしました。また、各カンパニーの事業環境の変化に迅速に対応するため、平成20年4月1日より執行役員制度を導入し、業務執行に専念する役員を選任いたしました。これに加え、当社グループの企業価値を継続的に増大し、経営の透明性・公正性を確保し取締役会における監督機能を強化するため、第3号議案「取締役9名選任の件」において、東京電力株式会社取締役会長の田村滋美氏と丸紅株式会社取締役相談役の辻亨氏を社外取締役として選任する予定にしております。さらに、取締役の人員を現在の21名から9名に減員し、取締役会の役割を明確化するとともに積水化学グループの基本方針決定、高度な経営判断と業務執行状況の監督を行う機関と位置づける予定です。

## 3. 本プランの内容

### (1) 本プラン導入の目的

本プランは、当社の株券等に対する買付その他これに類似する行為またはその提案（以下、併せて「買付」といいます。）が行われた際に、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保し、大規模買付行為を行う者（以下、「大規模買付者」といいます。）と協議・交渉等を行うことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。現時点においては、当社株券等について、第三者からの大規模買付行為にかかる具体的な提案を受けている事実はありませんが、上記1. に述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして導入するものです。

なお、平成20年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1（58頁）に記載のとおりです。

### (2) 本プランの手続

#### 1) 対象となる大規模買付行為

本プランの適用の対象となる「大規模買付行為」とは、以下の①または②に該当する行為（ただし、当社が予め取締役会決議により同意したものを除きます。）をいいます。

- ①当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が20%以上となる買付
- ②当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株券等の株券等所有割合（注6）およびその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

注1・金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

注2・金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

注3・金融商品取引法第27条の23第4項に規定されます。

注4・金融商品取引法第27条の2第1項に規定されます。

注5・金融商品取引法第27条の2第6項に規定されます。

注6・金融商品取引法第27条の2第8項に規定されます。以下同じとします。

注7・金融商品取引法第27条の2第7項に規定されます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。

## 2) 独立委員会の設置

本プランにおいては、新株予約権の無償割当てその他法令または当社定款が当社取締役会の権限として認める措置の実施または不実施等の判断に関する当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会において定める独立委員会規則に従い、当社取締役会から独立した組織である独立委員会を設置します。独立委員会規則の概要は、別紙4（61頁）に記載のとおりです。独立委員会の委員は3名以上とし、当社社外取締役、当社社外監査役または社外有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通する者、実績ある会社経営者等）の中から当社取締役会が選任した者がこれに就任します。本プランの導入当初において予定される独立委員会委員の氏名および略歴については、別紙5（62頁）に記載のとおりです。

## 3) 大規模買付者に対する買付説明書提出および大規模買付情報提供の要求

大規模買付者には、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、大規模買付行為の概要、ならびに大規模買付行為を開始するに際し本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した当社所定の書面（以下、「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対し提出していただきます。

その上で、大規模買付者に、株主の皆様のご判断ならびに独立委員会および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を日本語で記載した書面を、当社取締役会に対し提出していただきます。大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容等によって異なりますので、当社取締役会は、大規模買付者による買付説明書の受領後10営業日以内に、大規模買付情報のリストを作成し、大規模買付者に対し提示することとします。

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、特別関係者およびファンド（ファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、事業内容、経歴または沿革、企業統治（ガバナンス）システム、社会的責任（CSR）への取り組み状況、資本構成、財務内容等を含みます。）
  - ②買付の目的、方法および内容（買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実行の蓋然性等を含みます。）
  - ③買付の価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容およびその算定根拠等を含みます。）
  - ④買付の資金の裏付け（買付の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
  - ⑤買付の後の当社の経営方針、事業計画、資本政策、配当政策ならびに買付の後における当社の従業員、顧客を含む取引先、債権者等の当社に係る利害関係者の処遇方針
  - ⑥大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡が存する場合にはその内容
  - ⑦大規模買付行為の後における当社の他の株主との間の利益相反がある場合は、それを回避するための具体的方策
  - ⑧私的独占の禁止や公正取引の確保に関する法律その他の法令等の遵守に関する事項
  - ⑨その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報  
当社取締役会は、提供を受けた大規模買付情報が不十分であると合理的に判断した場合には、合理的な期限を定めた上で、大規模買付者に対し、大規模買付情報が完備するまで追加的に情報提供を求めます。この場合、大規模買付者は、当該期限までに要求された大規模買付情報を追加的に書面にて提出していただきます。  
当社取締役会は、大規模買付者から上記各情報を受領した場合には、速やかに独立委員会に対して当該情報を提供します。  
なお、大規模買付者から提出された買付説明書および大規模買付情報は、株主の皆様判断のために必要かつ適切であると認められる範囲において、当社取締役会が適切と判断する時点で、株主の皆様に対して情報開示を行います。
- 4) 独立委員会による当社取締役会に対する情報提供の要求  
大規模買付者から買付説明書の提出および大規模買付情報の提供がなされた場合、独立委員会は、当社取締役会に対して、大規模買付行為の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案、その他独立委員会が必要と認める情報・資料等を、その作成・提供のために合理的に必要と独立委員会が認める期間内（原則として、すべての大規模買付情報が記載された当社取締役会または独立委員会が判断する内容を有する大規模買付行為に関する書面による提案（以下、「買収提案」といいます。）を当社取締役会が受領した時から起算して30日を上限とします。）に、提供するよう要求することがあります。

#### 5) 独立委員会による検討・評価等

当社取締役会は、買付説明書および買収提案を受領した場合、上記4)の情報の提供の要求を独立委員会から受けているか否かを問わず、当該買収提案を速やかに独立委員会に付議するものとします。なお、当社取締役会は、かかる付議の後、当社取締役会が相当と判断した場合には、速やかに、当該付議の事実および買収提案の概要、以下に定める独立委員会評価期間の開始日および終了予定日その他取締役会が適切と判断する事項について、株主の皆様に対して情報開示を行います。

独立委員会は、大規模買付者および（当社取締役会に対して上記のとおり情報・資料等の提示を要求した場合には）当社取締役会から情報・資料等を受領した時から起算して、原則として60日（対価を円貨の現金のみとする公開買付による当社のすべての株券等の買付の場合）または90日（左記以外の大規模買付行為の場合）（以下、当該期間を「独立委員会評価期間」といいます。）以内に、大規模買付行為に対して対抗措置（対抗措置の具体的内容については下記（4）に記載のとおりです。）を発動するか否かに関する当社取締役会への勧告のための判断を行います。独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するため、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、大規模買付行為の内容を改善させるために、必要であれば、直接または取締役会に委任した上で、大規模買付者と協議・交渉を行います。

#### 6) 独立委員会による勧告

独立委員会は、独立委員会評価期間の経過後、速やかに、以下の基準に従って、対抗措置を発動すべきか否かを判断し、当社取締役会に勧告します。大規模買付者は、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が対抗措置を発動しない旨の決議を行った後でなければ、大規模買付行為に着手することができないこととします。

なお、独立委員会は、以下のいずれの場合も、その勧告の内容その他の判断事項について、決定後速やかに情報開示を行います。

##### ①独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買収提案を検討した結果、買収提案が下記（3）に定める対抗措置発動の要件のいずれかに該当すると判断した場合には、独立委員会評価期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対し、対抗措置の発動を勧告します。

##### ②独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

独立委員会は、買収提案を検討した結果、買収提案が下記（3）に定める対抗措置発動の要件のいずれにも該当しない場合もしくは該当しても対抗措置を発動することが相当ではないと判断した場合または当社取締役会が独立委員会の要求にかかわらず上記4）に規定する意見および独立委員会が要求する情報・資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、独立委員会評価期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

### ③対抗措置の発動の中止等の勧告

独立委員会は、対抗措置の発動を勧告した後、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合その他大規模買付行為がなされなかった場合、または、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、もしくは当該事実が真実ではないことが独立委員会に認識され、独立委員会が下記(3)に定める対抗措置発動の要件のいずれにも該当しないと判断した場合には、当社取締役会に対し、改めて対抗措置の発動の中止等を勧告するものとします。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更等を行った結果、対抗措置を発動することが適切でない当社取締役会が判断したときには、次のとおり対抗措置発動を中止することができるものとします。

①当該新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間であれば、当社取締役会は新株予約権の無償割当てを中止する。

②新株予約権の無償割当ての効力発生日後、新株予約権の行使期間開始までの間であれば、当社取締役会は当該新株予約権を無償取得する。

### 7) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。当社取締役会は、上記の決議を行った場合、速やかに当該決議の内容、その他当社取締役会が必要と認める事項について情報開示を行います。

### (3) 対抗措置発動の要件

#### 1) 本プランに定める手続が遵守された場合

本プランに定める手続が遵守された場合は、原則として対抗措置の発動を行わないものとします。ただし、本プランに定める手続が遵守された場合であっても大規模買付者による買収提案の内容が以下の要件のいずれかに該当し、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合は、上記(2)7)に記載される当社取締役会の決議により、下記(4)に定める新株予約権の無償割当てその他の法令または当社定款が取締役の権限として認める措置を行います。

①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付(例えば、下記に掲げる行為)である場合

ア 株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為

イ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

ウ 当社グループの資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

エ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

- ②強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合
- ③当社に、当該買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付である場合
- ④当社株主に対して、大規模買付情報その他買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われる買付である場合
- ⑤買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実行の蓋然性等を含みます。）が、当社の本源的価値に鑑み著しく不十分または不適当な買付である場合
- ⑥当社の長期的な株主価値増大の実現のために必要不可欠な、当社グループの従業員、顧客を含む取引先、債権者等の当社グループに係る利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に著しく反する重大なおそれをもたらす買付である場合

## 2) 本プランが遵守されなかった場合

大規模買付者から大規模買付情報が提供されず、また提供された場合（当社取締役会から追加の要求により、提供された場合を含む。）であっても、これが不十分であると独立委員会が合理的に判断した場合その他大規模買付者が本プランに定める手続に違反した場合には、上記（2）7）に記載される当社取締役会の決議により、対抗措置を行います。

## (4) 対抗措置（新株予約権無償割当て等）の内容

当社取締役会は、独立委員会から対抗措置の発動の是非に関する勧告を受けた場合、当該勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会の決議により、新株予約権の無償割当てその他の法令または当社定款により取締役の権限として認められる措置を行うことができるものとします。具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の新株予約権の概要につきましては、別紙3（60頁）に記載のとおりです。

なお、新株予約権無償割当てを行う場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件および取得条項を定めることがあります。

## (5) 本プランの有効期間、廃止および変更

本総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件として、本プランの有効期間は、平成23年6月開催予定の第89回定時株主総会の終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または独立委員会の勧告により取締役会で本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。したがって、本プランについては、株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止させることが可能です。また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、独立委員会の勧告に従い、本プランを見直し、もしくは変更し、または基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するため

の別の取り組みを行う場合があります。当社取締役会は、本プランが廃止または変更された場合には、速やかに、当該廃止または変更の事実および変更された場合には変更内容その他の事項について、情報開示を行います。

※本プランの手続のおおまかな流れは、別紙2（59頁）に記載したフローチャートのとおりです。

#### 4. 本プランの合理性

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮し織り込むことにより、本プランが、上記1.の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

##### (1) 株主意思の反映

本プランは、本総会における株主の皆様からのご承認を条件として発効します。上記3.（5）に記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されます。

##### (2) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの導入にあたり、本プランの発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しました。独立委員会は、社外取締役、社外監査役、社外有識者から構成されるものとします。また、独立委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、本プランの運用は透明性をもって行われます。

##### (3) 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記3.（3）に記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、しかも、これらの客観的要件は、上記1.に記載の基本方針において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと思われる場合と一致させています。これにより、当社取締役会による恣意的な発動を防止します。

##### (4) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、上記3.（5）に記載したとおり、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会の決議をもって廃止することができるものとされており、大規模買付者が当社の株主総会で取締役を指名し、当該取締役により構成される当社取締役会の決議をもって本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランはいわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役の過半数を

交替させても、なおその発動を阻止することができない買収防衛策)ではありません。また、当社取締役の任期は1年であることから、本プランは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策(取締役会を構成する取締役を一度に交替させることができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策)でもありません。

## 5. 株主および投資家の皆様への影響

### (1) 本プランの導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

### (2) 新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が新株予約権の無償割当てを決議した場合、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権が無償にて割当てられます。そして、当社が、当社取締役会が定める日をもって新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を株主の皆様へ交付する場合には、株主の皆様は行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、株主の皆様は保有する当社株式の希釈化は生じません。

なお、当社は、本プランの発動にかかる手続の過程において、株主の皆様に必要な情報を開示しますが、新株予約権無償割当て決議がなされ、新株予約権の無償割当てを実施したにもかかわらず、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日前日までに、当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償で新株予約権を取得することがあります。その場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じないことから、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売付け等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損失を蒙る可能性があります。

### (3) 新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

#### 1) 名義書換の手続

当社取締役会において、新株予約権無償割当て決議がなされた場合には、当社は、新株予約権の割当てを受けられる株主を特定する日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれては、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります(なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です)。

#### 2) 新株予約権の割当ての手続

割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込の手続は不要です。



3) 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会の決定により、かかる新株予約権を保有する新株予約権者に通知し、またはこれに代えて公告を行ったうえで、当社取締役会が定める日をもって新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を新株予約権者に交付することがあります。この場合には、取得の対象となる新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、新株予約権1個当たり原則として当社株式1株の交付を受けることとなります（なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定大量保有者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。上記のほか、割当方法、名義書換方法および当社による新株予約権の取得手続等の詳細につきましては、新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以 上

## 当社の大株主の状況

平成20年3月31日現在の当社の大株主の状況は、次のとおりです。

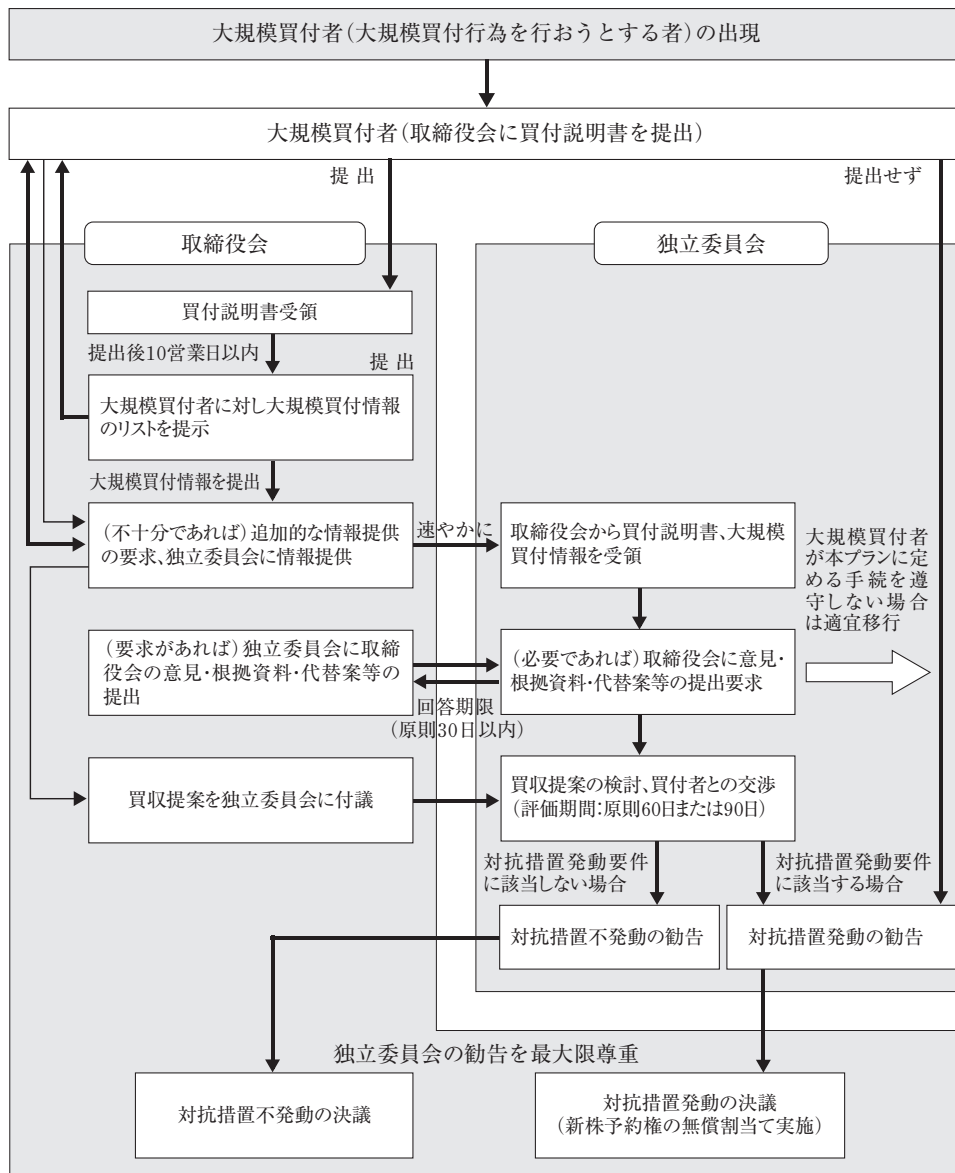
1. 発行済株式の総数 539,507,285株  
(自己株式13,722,164株を含む)

### 2. 大株主

株 主 名	持 株 数 (千株)	出 資 比 率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	31,122	5.7
旭化成株式会社	31,039	5.7
第一生命保険相互会社	26,181	4.8
積水ハウス株式会社	25,592	4.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	21,911	4.0
東京海上日動火災保険株式会社	15,927	2.9
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドンエスエルオムニバスアカウント	15,212	2.8
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	12,715	2.3
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	9,255	1.7
積水化学グループ従業員持株会	7,721	1.4
合 計	196,679	36.4

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 出資比率は、発行済株式の総数に対する所有株式数の割合です。  
 3. 当社は自己株式を13,722千株保有しております。なお、発行済株式の総数に対する所有株式数の割合は2.5%であります。

## 当社株券等の大規模買付行為に関する手続の流れ



## 新株予約権の概要

### 1. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

#### (1) 新株予約権の内容および数

新株予約権の内容は下記 2. の記載に基づくものとし、新株予約権の数は当社取締役会で定める一定の日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、当社の有する当社株式の数を除く。）と同数とする。

#### (2) 割当対象となる株主

割当期日における最終の当社株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対して、その有する当社株式 1 株につき 1 個の割合で、新株予約権を割当てて。

ただし、当社が有する当社株式については、新株予約権を割当てない。

#### (3) 新株予約権無償割当ての効力発生日

当社取締役会が別途定める日とする。

### 2. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、当社普通株式 1 株とする。ただし、割当期日以後、当社が株式分割または株式併合を行う場合等には、所要の調整を行うものとする。

#### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は、1 円以上で当社取締役会が定める額とする。

#### (3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当ての効力発生日または当社取締役会が別途定める日を初日とし、1 ヶ月間から 3 ヶ月間までの範囲で当社取締役会が別途定める期間とする。ただし、下記 (6) に基づき新株予約権の取得がなされる場合は、当該取得日の前営業日までとする。

#### (4) 新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等に行使を認めないこと等を新株予約権の行使条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

#### (5) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### (6) 当社による新株予約権の取得

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができること等を新株予約権の取得条項として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

#### (7) その他

その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## 独立委員会規則の概要

### 1. 委員会の設置の目的等

独立委員会は、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（本プラン）の発動または不発動の判断を当社取締役会において行うに際し、当社取締役会から独立した組織の見解を求めることを目的として、本プランが承認された株主総会終了後の取締役会の決議により設置する。

### 2. 委員会の構成

独立委員会の委員は、当社の設定している独立性要件を充足する当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。独立委員会の委員は、3名以上とする。

### 3. 委員の任期

独立委員会の委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の直後に開催される当社取締役会の終了の時までとし、当該委員が再任することを妨げないこととする。なお、任期の満了する取締役会において別段の決議がされなかったときは、当該取締役会において再任されたものとみなす。

### 4. 独立委員会の権限および責任

- (1) 独立委員会は、当社の取締役会に対し、適宜、大規模買付行為の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案、その他独立委員会が必要であると判断する情報を提示するよう要請することができる。
- (2) 独立委員会は、以下に掲げる事項について決定し、決定理由を付して、その決定事項を、当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の委員は、これらの決定にあたり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣を含む第三者の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ①新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施
  - ②新株予約権の無償割当ての中止
  - ③本プランの廃止または変更
  - ④基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための本プラン以外の取り組みの導入
  - ⑤その他、当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- (3) 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下に掲げる事項を行う。
  - ①大規模買付行為が本プランの対象となるかどうかの決定
  - ②大規模買付者および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報の決定
  - ③大規模買付者による大規模買付行為の内容の精査・検討
  - ④大規模買付者との協議・交渉
  - ⑤当社取締役会に対して、当社の企業価値向上施策の代替案の検討・提示の指示
  - ⑥その他、本プランにおいて独立委員会が行うことができると定めた事項
  - ⑦その他、当社取締役会において独立委員会が行うことができると定めた事項
- (4) 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。

### 5. 独立委員会の招集、決議

- (1) 独立委員会の委員は、大規模買付行為がなされた場合、その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- (2) 独立委員会の決議は、委員全員が出席し、その過半数の賛成による。ただし、やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数の賛成による。

## 独立委員会委員の氏名および略歴

本プラン導入当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

【氏名】 田村 滋美（たむら しげみ）

【略歴】 昭和13年7月20日生  
昭和36年4月 東京電力株式会社入社  
平成7年6月 同社取締役  
平成11年6月 同社取締役副社長  
平成14年10月 同社取締役会長（現任）  
平成20年6月 当社社外取締役就任予定

【氏名】 辻 亨（つじ とおる）

【略歴】 昭和14年2月10日生  
昭和36年4月 丸紅飯田株式会社（現・丸紅株式会社）入社  
平成3年6月 丸紅株式会社取締役  
平成8年4月 同社代表取締役常務取締役  
平成9年6月 同社代表取締役専務取締役  
平成11年4月 同社代表取締役社長  
平成15年4月 同社代表取締役会長  
平成16年4月 同社取締役会長  
平成20年4月 同社取締役相談役（現任）  
平成20年6月 当社社外取締役就任予定

【氏名】 國廣 正（くにひろ ただし）

【略歴】 昭和30年11月29日生  
昭和61年4月 弁護士登録  
平成6年1月 國廣法律事務所（現・国広総合法律事務所）開設  
平成18年6月 当社社外監査役（現任）

なお、各氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

## インターネット等による議決権行使についてのご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。なお、ご不明な点等がございましたら、お早めに下記のヘルプデスクへお問い合わせください。

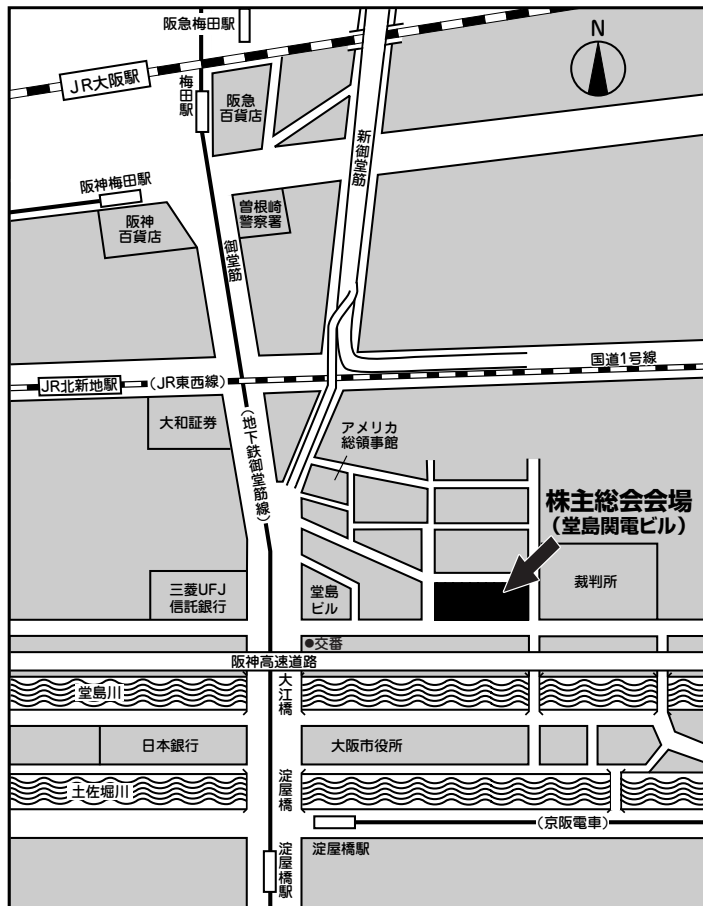
1. 株主様以外の他人による不正アクセス“なりすまし”や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますので、ご了承願います。なお、株主総会の招集のつど、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
2. インターネットによる議決権行使は、株主総会前日の平成20年6月26日（木曜日）午後5時30分まで受付いたしますが、集計の都合上、お早めに行使されますようお願いいたします。
3. 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。
4. インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
5. 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。
6. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。
7. 機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

(注) 「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

### システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
電話（通話料無料）：0120-173-027（受付時間 9：00～21：00）

# 株主総会会場ご案内図



- 地下鉄御堂筋線淀屋橋駅より徒歩約8分
- 京阪電車淀屋橋駅より徒歩約8分
- JR東西線北新地駅より徒歩約12分
- JR大阪駅より徒歩約20分

会場 積水化学工業株式会社 大阪本社11階 社員ホール  
 大阪市北区西天満二丁目4番4号 (堂島関電ビル)  
 電話(06)6365-4119